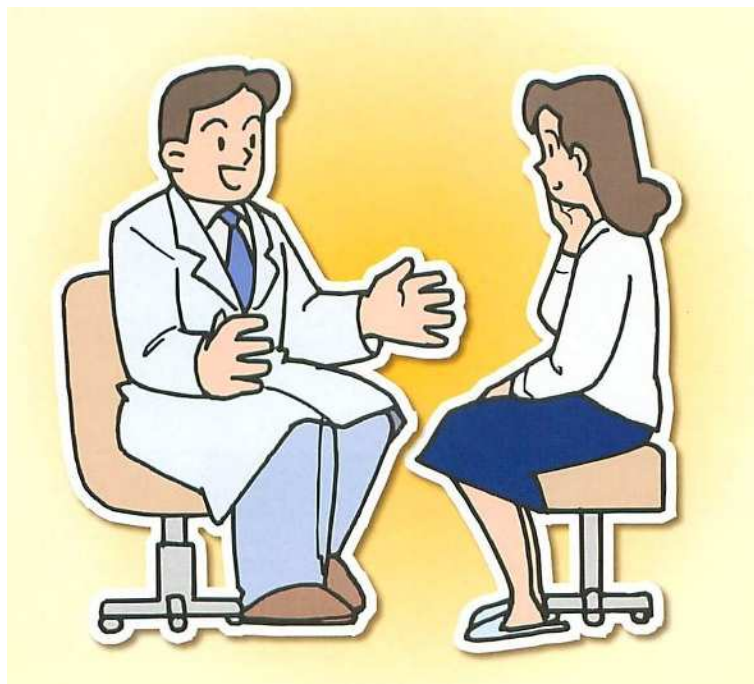


健康診断等を実施しましょう



このパンフレットに掲載している健康診断等

定期健康診断

歯科健康診断

特定化学物質健康診断

電離放射線健康診断

ストレスチェック

雇入時の健康診断

海外派遣労働者の健康診断

石綿健康診断

じん肺健康診断

特定業務従事者の健康診断

有機溶剤等健康診断

鉛健康診断

パート・アルバイトの健康診断

その他の健康診断

四アルキル鉛健康診断

高気圧業務健康診断

指導勧奨による健康診断（VDT作業・腰痛・騒音・レーザー光線など）

除染等電離放射線健康診断など

定期健康診断・雇入時の健康診断

労働安全衛生規則第 44 条
労働安全衛生規則第 43 条

労働者を 1 人でも雇用している事業者は、1 年以内ごとに 1 回定期に健康診断を実施することが法令で義務づけられています。また、新しく労働者を雇い入れるときは、雇入れの直前又は直後に健康診断を実施しなければなりません。なお、雇入時の健康診断は、適正配置や入職後の健康管理のためのもので、採用選考のためのものではありません。

検査項目

項目		定期 (第44条)	雇入時 (第43条)
既往歴及び業務歴の調査 (喫煙歴及び服薬歴)		1	x
自覚症状及び他覚症状の有無の検査			
身長 体重 腹囲 視力 聴力	身長	1	
	体重		
	腹囲	2 2	
	視力		
	聴力	3	
胸部エックス線検査		4	
喀痰検査		4	x
血圧			
貧血検査	色素量	2	
	赤血球数	2	
肝機能 検査	GOT	2	
	GPT	2	
	- GTP	2	
血中脂質 検査	血清トリグリセライド	2	
	HDLコレステロール	2	
	LDLコレステロール	2	
血糖検査		2 3	
尿検査 3	蛋白		
	糖		
心電図検査		2	

定期健康診断の省略基準など

雇入時の健康診断には省略基準はありません

- 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
 - 40歳未満(35歳を除く)の者については、医師の判断に基づき省略可
 - 1000及び4000ヘルツの音を用いて、オージオメーターで検査する必要がありますが、45歳未満(35、40歳を除く)の者については、他の検査方法(音叉など)に代えることができます。
 - 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について**医師の判断に基づき省略可**
- 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知(平成20年1月17日 基発第0117001号 保発第0117003号)
 - 2に加えて、妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMIが20未満である者、BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、**医師の判断に基づき省略可**
 - 血糖検査については、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビンA1cを行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。**
(令和2年12月23日基発1223第7号)
ヘモグロビンA1c(NGSP値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除いて実施することとする。
 - 40歳未満の者については、以下のア～ウ以外の者で、**医師が必要でないと認めるときは省略可**
ア 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者
イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の者
ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者(平成22年1月25日 基発0125第1号)

胸部エックス線検査・喀痰検査について

従来の省略基準(4)に加え、上記4の胸部エックス線検査の省略基準を追加しました。また、喀痰検査の趣旨・目的を踏まえ、胸部エックス線検査を省略された方は、喀痰検査も省略されることとなります。(平成22年1月25日 基発0125第1号)

(注)労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。雇入時の健康診断は、結果報告の必要はありません

定期健康診断等の結果の情報提供など

事業者において定期健康診断等を適切に実施するとともに「事業者」から「保険者」に定期健康診断等の結果を迅速かつ確実に情報提供することが必要です。(令和2年12月23日 基発1223第5号)

特定業務従事者に対する健康診断

労働安全衛生規則第 45 条

深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を実施しなければなりません。
ただし、胸部エックス線検査については、1 年以内ごとに 1 回、定期に行えば足りません。

検査項目は定期健康診断と同じです

特定業務従事者に対する健康診断の省略基準

定期健康診断の医師の判断による省略基準に加え、以下により検査項目を省略することができます。

年 2 回の聴力検査のうち 1 回は、医師が適当と認める方法を用いても良いことになっています。

貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査について、年 2 回のうち 1 回は、医師が必要でないと認める時は、省略することができます。

特定業務とは（労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 3 号に掲げる業務）

多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
異常気圧下における業務
さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
重量物の取り扱い等重激な業務

ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
坑内における業務
深夜業を含む業務
水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務
病原体によって汚染のおそれがある業務
その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

- ❖ 有機溶剤・特定化学物質・鉛・電離放射線・粉じん作業などに従事する労働者については、別途省令等にて特殊健康診断の実施が義務づけられています。
- ❖ 「深夜業を含む業務」とは業務の常態として深夜業（22:00～翌 5:00）を 1 週 1 回以上又は 1 か月に 4 回以上行う業務をいいます。（S23.10.1 基発第 1456 号）

（注）労働者数 50 名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

パート・アルバイトに対する健康診断

「短時間労働者に係る労働条件の確保・改善について」（H26.7.24 基発第 0724 第 2 号）など

パート・アルバイトについても、次に掲げる労働安全衛生法の規定に基づく健康診断を実施しなければなりません。

- ア 常時使用する短時間労働者に対し、雇入れの際に行う健康診断【雇入れ時の健康診断】及び 1 年以内ごとに 1 回、定期に行う健康診断【定期健康診断】
- イ 深夜業を含む業務等に常時従事する短時間労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び 6 か月以内ごとに 1 回、定期に行う健康診断【特定業務従事者に対する健康診断】
- ウ 一定の有害な業務に常時従事する短時間労働者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後定期に行う特別の項目についての健康診断【有機溶剤等健康診断などの特殊健康診断】

「常時使用する短時間労働者」とは、次の 及び のいずれの要件をも満たす者です。

期間の定めのない労働契約により使用される者であること。（以下の者を含みます）

- ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約期間が 1 年 以上である者
 - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により 1 年 以上使用されることが予定されている者
 - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により 1 年 以上引き続き使用されている者
- 「1 年」とあるのは、「特定業務従事者」については 6 か月となります

その者の 1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上であること。

1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 未満である短時間労働者であっても、上記の 2 の要件に該当し、1 週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数のおおむね 2 分の 1 以上である者に対しても実施することが望ましいとされています。

海外派遣労働者の健康診断

労働安全衛生規則第45条の2

労働者を6か月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ次の項目の健康診断を実施しなければなりません。また、6か月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるとき（一時的に就かせるときを除きます）も、健康診断を行わなければなりません。

必ず実施しなければならない項目

- 既往歴及び業務歴の調査（喫煙歴及び服薬歴）
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 血中脂質検査（血清トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- 血糖検査
- 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 心電図検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- 腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査）
- 血液中の尿酸の量の検査
- B型肝炎ウイルス抗体検査
- ABO式及びRh式の血液型検査（派遣前に限る）
- 糞便塗抹検査（帰国時に限る）

医師が必要でないと認める場合に省略できる項目

- 身長：20歳以上の場合
- 喀痰検査：胸部エックス線検査で所見のない場合

有機溶剤等健康診断

有機溶剤中毒予防規則第29条

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施しなければならない項目

- 業務の経歴の調査
- 作業条件の簡易な調査
- 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の調査
- 尿中の代謝物の量の検査の既往の検査結果の調査
- 「 Γ 」「 \sim 」「2-5」の項目の既往の異常所見の有無の調査
- 有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- 作業条件の調査
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 腎機能検査
- 神経学的検査

自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。（H元.8.22基発462）

- 1.頭重 2.頭痛 3.めまい 4.悪心 5.嘔吐 6.食欲不振 7.腹痛
- 8.体重減少 9.心悸亢進 10.不眠 11.不安 12.焦燥感
- 13.集中力の低下 14.振戦 15.上気道又は眼の刺激症状
- 16.皮膚又は粘膜の異常 17.四肢末端部の疼痛 18.知覚異常
- 19.握力減退 20.膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21.視力低下 22.その他

留意事項

有機溶剤が5%を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合にも検査が必要です。

血液や尿の採取時期、保存方法、項目の省略要件については、「有機溶剤中毒予防規則第29条及び鉛中毒予防規則第53条に規定する検査のための血液又は尿の採取時期及び保存方法等並びに健康診断項目の省略の要件について」（平成10年3月24日基発第122号）を参照してください。

有機溶剤業務（下記の業務で屋内作業場等において行うものが該当）

- イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のために有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ Γ に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は拭きよけの業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ Γ に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

（注）労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

有機溶剤の種類に応じ実施しなければならない項目

- 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査（下の表参照）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 眼底検査

代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物の量	肝機能	貧血	眼底
キシレン、1・1・1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン				
N・N-ジメチルホルムアミド				
オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、1・2-ジクロロエチレン				
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル				
二硫化炭素				

尿中の代謝物の量の検査内容

対象物質	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
トルエン	尿中馬尿酸
1・1・1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸または総三塩化物
ノルマルヘキサン	尿中2・5-ヘキサジオン
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド

定期に行われる有機溶剤等健康診断について、前回の健康診断で の項目を受けた者については、医師が必要でないと認めるときに の項目を省略することができます。

特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第 39 条

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回定期に、物質ごとに定められた項目の健康診断を実施しなければなりません。また、特定化学物質を取り扱う業務（労働安全衛生法施行令第22条第2項の業務に限る。）に、常時従事したことのある労働者で、現に雇用している者に対しても6か月以内ごとに同種の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断は、第一次検査と第二次検査にわかれています。第一次検査項目を下記の表に示しました。第一次検査で有所見となり、医師が必要と認める場合は第二次検査を行わなければなりません。

物質名一覧の健康診断の項目	
1	業務経歴の調査
2	作業条件の簡易な調査
3	既往歴の有無の検査
4	自覚症状の有無の検査
5	皮膚所見の有無の検査
6	尿中の潜血検査
7	尿沈査検鏡又は細胞診検査
8	GOT、GPT、-GTPの検査
9	胸部エックス線直接撮影

物質別の詳しい検査項目については、特定化学物質障害予防規則の別表第3（第一次検査）、別表第4（第二次検査）で確認してください。

物質名一覧

特化則 別表3	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他の項目
1	ベンジジン（塩）			○	○		○				
2	ビス(クロロメチル)エーテル			○	○						
3	ベータ ナフチルアミン（塩）			○	○		○				
4	ジクロロベンジジン（塩）			○	○		○				
5	アルファ-ナフチルアミン（塩）			○	○		○				
6	塩素化ビフェニル（PCB）	○	○	○	○	○					
7	オルト トリジン（塩）			○	○		○				
8	ジアニシジン（塩）			○	○		○				
9	ベリリウム等			○	○	○					○肺活量の測定
10	ベンゾトリクロリド			○	○	○					
11	アクリルアミド	○	○	○	○	○					
12	アクリロニトリル	○	○	○	○						
13	アルキル水銀化合物	○	○	○	○	○					
14	インジウム化合物			○	○						○血清インジウム量、○血清シリ化糖鎖抗原KL-6の量
15	エチルベンゼン			○	○						尿中マンデル酸の量
16	エチレンジイミン			○	○	○					
17	塩化ビニル			○	○						○肝又は脾の腫大の有無、○肝機能、
18	塩素	○	○	○	○						
19	オーラミン			○	○		○				
20	オルト トルイジン						○				尿中のオルト-トルイジン量
21	オルト フタロジニトリル	○	○	○	○						
22	カドミウム（化合物）	○	○	○	○						○血液中のカドミウム量、○尿中のベータ2-ミクログロブリンの量
23	クロム酸等			○	○	○					○鼻腔の所見の有無、
24	クロロホルム	○	○	○	○				○		
25	クロロメチルメチルエーテル			○	○					○	
26	五酸化バナジウム	○	○	○	○						○肺活量の測定、○血圧の測定
27	コバルト（無機化合物）			○	○						
28	コールタール			○	○	○					
29	酸化プロピレン			○	○	○					
30	三酸化二アンチモン										尿中のアンチモンの量又は心電図
31	シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム	○		○	○						○作業条件の調査
32	四塩化炭素	○	○	○	○	○			○		
33	1,4-ジオキサン	○	○	○	○				○		
34	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○			○		
35	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン			○	○		○				尿中の3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン量、肝機能又は腎機能
36	1,2-ジクロロプロパン								○		○アルカリホスファターゼ
37	ジクロロメタン								○		○アルカリホスファターゼ
38	ジメチル-2,2-ジクロロエチルシレート（DDVP）										血清コリンエステラーゼ活性値の測定
39	1,1-ジメチルヒドラジン			○	○						
40	臭化メチル	○	○	○	○	○					

印は該当するもの。

印は急性の疾患に係る症状の項目は、常時従事する労働者に限り該当するもの。

印はその業務に常時従事する労働者に限り該当するもの。

印は一定条件のもとに該当するもの。

印は雇入れ又は配置替えの際にのみ該当するもの。

特化則別表3	物質名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他の項目
41	水銀又はその無機化合物	○	○	○	○		○				○尿中の蛋白の有無
42	スチレン	○	○	○	○				○		○尿中のマンデル酸、フェニルリジン酸の総量、○白血球数、白血球分画
43	1,1,2,2-テトラクロロエタン	○	○	○	○	○			○		
44	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○		○		○尿中のトリクロ酢酸等
45	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○			○		○尿中のトリクロ酢酸等、尿中の潜血等
46	トリレンジイソシアネート	○	○	○	○	○					
47	ナフタレン										
48	ニッケル化合物			○	○	○					
49	ニッケルカルボニル			○	○						
50	ニトログリコール	○	○	○	○						○血圧、○赤血球系の血液
51	パラジメチルアミンベンゼン			○	○		○				
52	パラ-ニトロクロロベンゼン	○	○	○	○						
53	砒(び)素又はその化合物			○	○	○					○鼻腔所見の有無
54	弗(ふつ)化水素	○	○	○	○	○					
55	ベータ-プロピオラクトン			○	○	○				○	
56	ベンゼン等			○	○						○赤血球系の血液、○白血球数
57	ペンタクロロフェノール(別名PCP)(塩)	○	○	○	○	○					○血圧、○尿中の糖の有無
58	マゼンタ			○	○		○				尿沈査検鏡等
59	マンガン(化合物)	○	○	○	○						○握力の測定
60	メチルイソブチルケトン	○	○	○	○						尿中のメチルイソブチルケトンの量
61	沃(よう)化メチル	○	○	○	○	○					
62	溶接ヒューム	○	○	○	○						○握力の測定
63	リファトリセラムックファイバ-								○		○喫煙歴、喫煙習慣の状況
64	硫化水素	○	○	○	○						
65	硫酸ジメチル	○	○	○	○	○					○尿中の蛋白の有無
66	4-アミノジフェニル(塩)	○	○	○	○		○				
67	4-ニトロジフェニル(塩)	○	○	○	○		○				

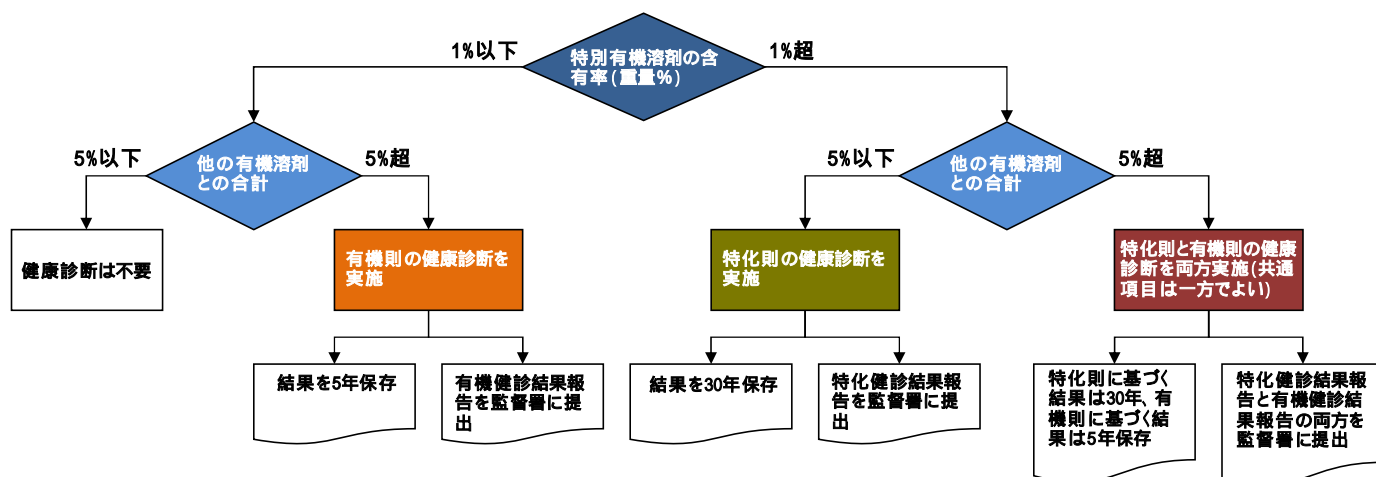
(注) 労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

エチレンオキシド及びホルムアルデヒドについては、特化則に基づく特殊健康診断を行う必要はありませんが、安衛則第45条に基づく一般健康診断を配置替え時及びその後6か月以内ごとに1回行わなければなりません。

特別有機溶剤に係る 特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第41条の2
有機溶剤中毒予防規則第29条 準用

特別有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、特別有機溶剤の含有率と他の有機溶剤の含有率に応じて、「特定化学物質健康診断」、「有機溶剤等健康診断」、あるいは「その両方」を実施しなければなりません。



特別有機溶剤(12物質)

クロロホルムほか9物質(クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン)、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン

特別有機溶剤業務

クロロホルムほか9物質を用いて行う有機溶剤業務(クロロホルム等有機溶剤業務)、エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務

石綿健康診断

石綿障害予防規則第 40 条

石綿等を取り扱い、試験研究や石綿分析用試料等のため製造する業務に常時従事する者および石綿等の粉じんを発散する場所における業務（周辺業務）に従事する者に対して、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6か月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。また、これらの業務に従事したことのある、現に使用している者に対しても6か月以内ごとに同種の健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施しなければならない項目

業務の経歴の調査
石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
胸部のエックス線直接撮影による検査

有所見者で医師が必要と認めた場合に実施しなければならない項目

作業条件の調査
胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰かくたん の細胞診又は気管支鏡検査

（注）労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

鉛健康診断

鉛中毒予防規則第 53 条

鉛業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。（はんだ付け等一部業務は1年以内ごと）

必ず実施しなければならない項目

業務の経歴の調査
作業条件の簡易な調査
鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに及び に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
血液中の鉛の量の検査
尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

の検査については、6か月以内ごとに1回の検査で、前回当該検査を受けた者については、医師の判断で省略することができます。
省略する場合には、別途省略要件（平成元年8月22日付け基発第463号）により判断することになります。

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

作業条件の調査
貧血検査
赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
神経学的検査

自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。（H元.8.22基発462）

1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状
2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症状
3. 関節痛 4. 筋肉痛 5. 蒼白 6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害
9. 焦燥感 10. その他

（注）労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

電離放射線健康診断

電離放射線障害予防規則第 56 条

放射線業務に常時従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施しなければならない項目

被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価
白血球数及び白血球百分率の検査
赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
白内障に関する眼の検査
皮膚の検査

（注）労働者数に関係なく、遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

雇入れの際または配置替えの際の健康診断では、線源の種類等 に応じて を省略できます。

定期に行う健診については、医師が必要でないとき認めるときは ~ の全部または一部を省略できます。

前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ今年1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれのない者については、医師が必要と認めないときには、 ~ を実施する必要はありません。

白内障が生じるおそれがある「線源の種類等」には、中性子線源（中性子線が発生する装置を含む。）及び眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれがある状況下でのこれら放射線の発生装置があること（H13.3.30基発253）

歯科健康診断

労働安全衛生規則第 48 条

次の物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

塩酸 硝酸 硫酸 亜硫酸 弗化水素 黄りん その他歯又はその支持組織に有害な物

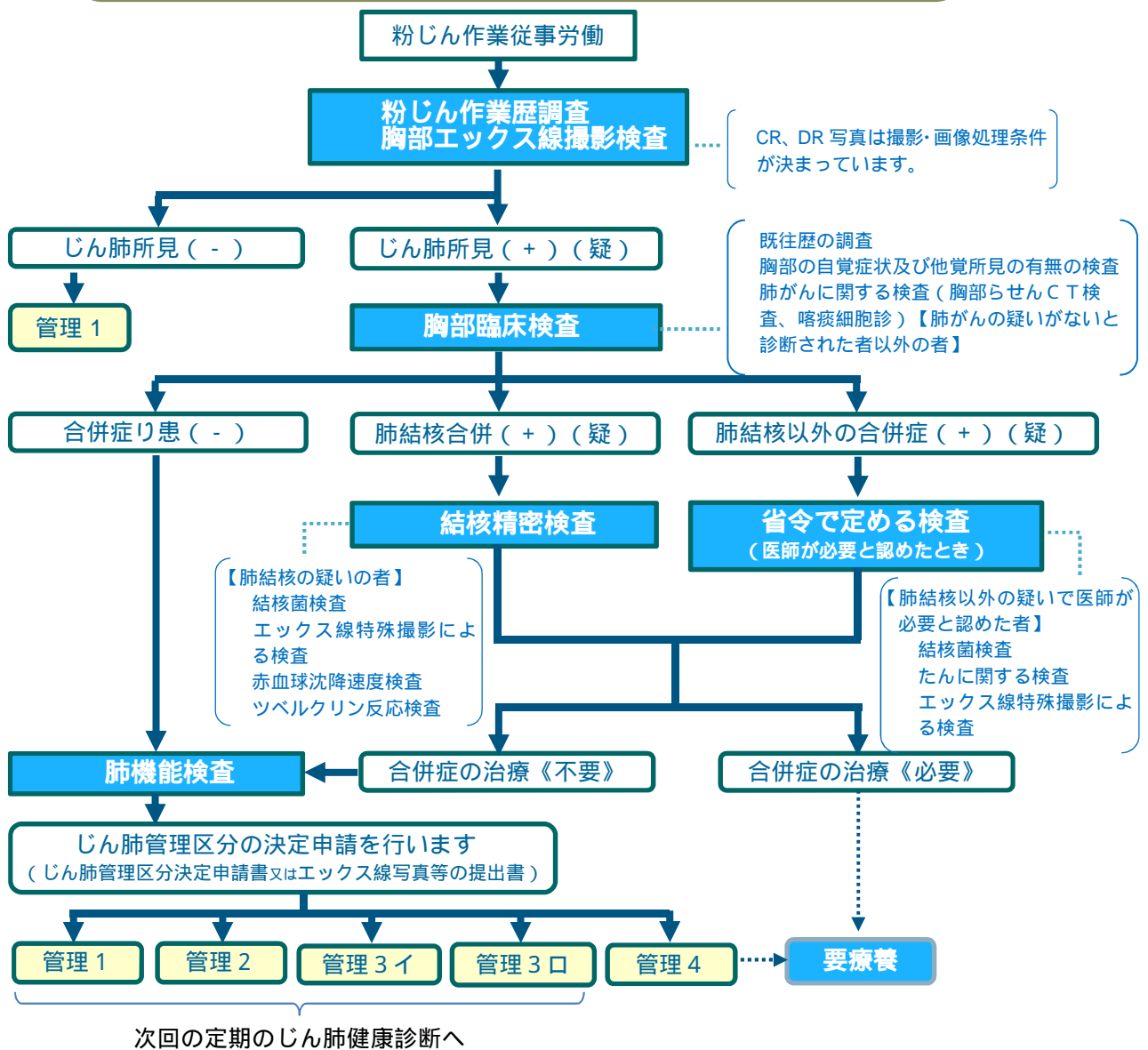
（注）労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

粉じん作業や石綿に関連する粉じん作業に常時従事する労働者及び常時従事させたことがある労働者で現に雇用している者に対して、当該業務に就業の際及び下記の期間ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。

粉じん作業従事の状態	じん肺管理区分	じん肺定期健診の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年に1回
	2又は3	1年に1回
過去に常時粉じん作業に従事 (現在粉じん作業以外の業務に従事)	2	3年に1回
	3	1年に1回

(注)労働者数に関係なく、毎年の健康管理の状況を「じん肺健康管理実施状況報告」に記載し、翌年1月～2月末日までに提出することが法令で義務づけられています(健康診断を実施しない年も報告が必要です)。

じん肺健康診断の流れ



じん肺管理区分の決定申請は、都道府県労働局へ行っていただく必要があります。

管理区分2または3で退職した労働者は、じん肺の健康管理手帳の交付申請ができます。「健康管理手帳」は、国の費用で健康診断が受診できる制度です。交付の申請先は、労働局になります。

健康診断実施後の措置

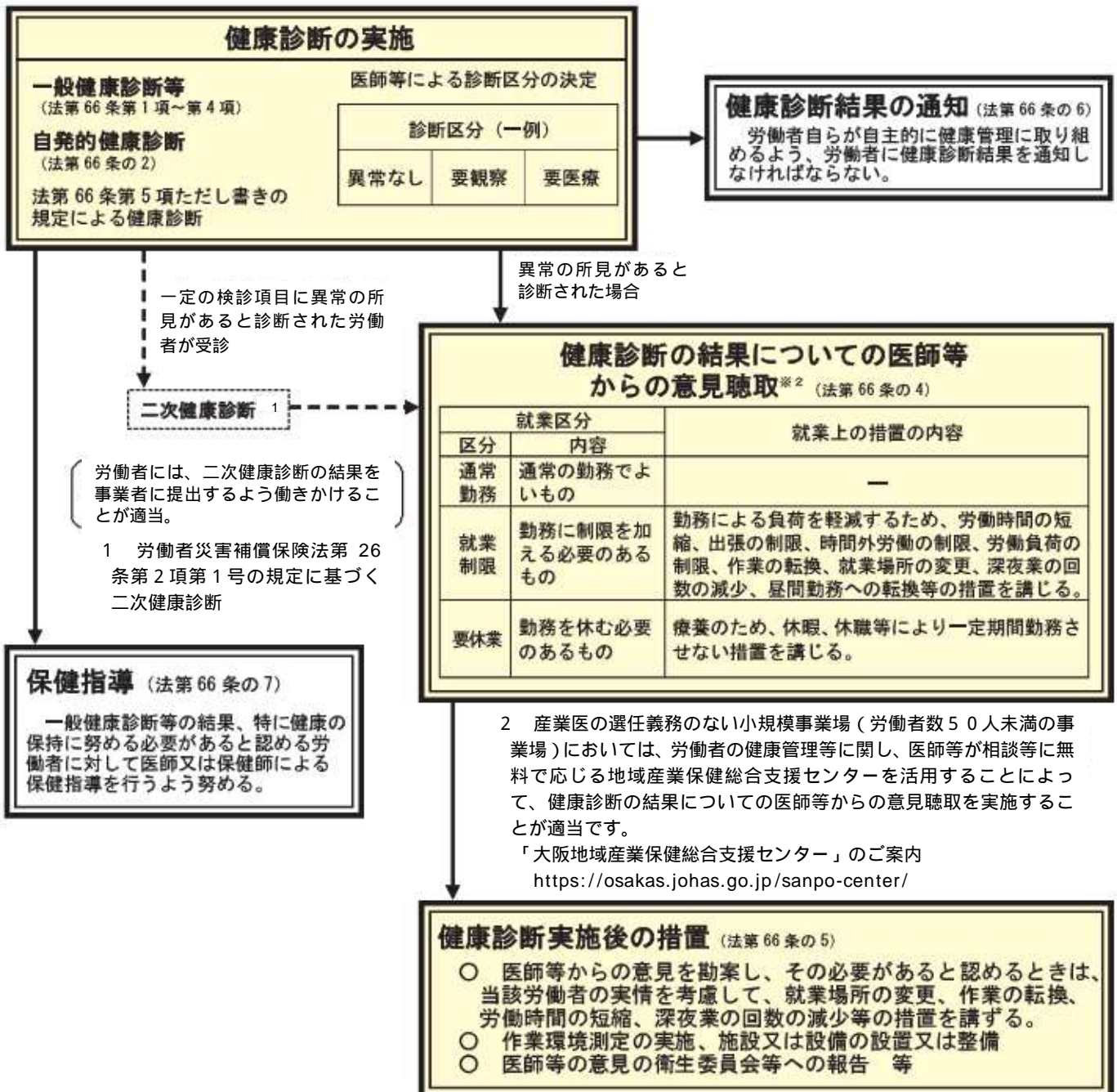
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成29年4月14日健康診断結果措置指針公示第9号）

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- 就業場所の変更
 - 作業の転換
 - 労働時間の短縮
 - 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。

健康診断の実施とその後の手順等



(注1) 健康診断結果に基づき、健康診断個人票等を5年間（じん肺は7年、除染、電離放射線及び特別管理物質関係は30年、石綿は石綿業務に従事しないこととなった日から40年）保存しなければならない。

(注2) 健康診断等の実施の事務に従事した者は、知り得た労働者の秘密を漏らしてはいけません。労働安全衛生法第105条

